

(様式2)

教育委員会 (議案) 報告) 第4号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員等の旅費に関する規則の全部改正について
提 案 理 由	堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）及び堺市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成6年規則第20号）の全部改正を踏まえ、堺市立学校職員等の旅費について必要な事項を定めるため、堺市立学校職員等の旅費に関する規則の全部改正を行うものであること。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 赴任旅費が支給される場合を定めるもの (2) 旅行役務提供者等を定めるもの (3) 旅行命令等の変更を受けた場合等及び旅費を喪失した場合における旅費の取扱いを定めるもの (4) 旅行命令等の方法を定めるもの (5) 勤務地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費の取扱いを定めるもの (6) 旅費の種目ごとの上限額、基準、算定方法等を定めるもの (7) 退職者等の旅費の細則を定めるもの (8) 遺族等の旅費の細則を定めるもの (9) 旅費の調整（修学旅行等の引率旅行における旅費の調整を含む。）及び特例に関する事項を定めるもの (10) 旅費の返納の際に返納に代えて差し引くことができる給与の種類を定めるもの
備 考	堺市立学校職員等の旅費に関する要綱を改正予定
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第4号

堺市立学校職員等の旅費に関する規則の全部改正について

堺市立学校職員等の旅費に関する規則の全部改正について、次のとおり議決する。

令和8年2月13日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市立学校職員等の旅費に関する規則

堺市立学校職員等の旅費に関する規則（平成29年教育委員会規則第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「条例」という。）第33条第2項の規定及び同条第1項において読み替えて準用する堺市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第31号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づき、条例第2条第1項に規定する職員（以下単に「職員」という。）が公務のために旅行を命ぜられた場合等における旅費について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例第33条第1項において準用する旅費条例第2条（第1号を除く。）において使用する用語の例による。

（条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第2条第7号ただし書の教育委員会規則で定める場合）

第3条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第2条第7号ただし書の教育委員会規則で定める場合は、堺市職員等の旅費に関する条例施行規則（令和7年規則第76号。以下「旅費規則」という。）第3条の規定の例による。

（条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第2条第9号の教育委員会規則で定める者等）

第4条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第2条第9号の教育委員会規則で定める者については、旅費規則第4条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第2条第9号の教育委員会規則で定めるものについては、旅費規則第4条第2項の規定の例による。

（旅行命令等の変更を受けた場合等）

第5条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第3条第6項の教育委員会規則で定める場合については、旅費規則第5条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第3条第6項の教育委員会規則で定めるものについては、旅費規則第5条第2項の規定の例による。

（旅費喪失の場合における旅費等）

第6条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第3条第7項の教育委員会規則で定める事情については、旅費規則第6条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第3条第7項の教育委員会規則で定める金額については、旅費規則第6条第2項の規定の例による。

（旅行命令等の方法）

第7条 条例第33条第1項において準用する旅費条例第4条第4項の教育委員会規則で定める方法は、教育委員会が別に定める旅行命令書又は旅行依頼書（以下これらを「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に通知する方法とする。

2 旅行命令権者は、前項の旅行依頼書による通知に代えて、職員以外の者であって同項の通知を受けるべきものの承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）により通知をすることができる。この場合において、当該旅行命令権者は、同項の旅行依頼書による通知をしたものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、当該旅行に関する事項を旅行命令書等又は電磁的方法により通知するいとまがない場合は、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更（取消しを含む。以下この項において同じ。）をすることができる。ただし、口頭により旅行命令書等を発し、又はその変更をした後できるだけ速やかに当該旅行に関する事項を旅行命令書等又は電磁的方法により通知しなければならない。

（勤務地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第8条 旅費規則第8条の規定は、勤務地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費の計算について準用する。

（鉄道賃に係る鉄道等）

第9条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第8条第1項の教育委員会規則で定めるものについては、旅費規則第9条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第8条第2項の教育委員会規則で定める額については、旅費規則第9条第2項の規定の例による。

（船賃に係る船舶等）

第10条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第9条第1項の教育委員会規則で定めるものについては、旅費規則第10条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第9条第2項の教育委員会規則で定める額については、旅費規則第10条第2項の規定の例による。

（航空賃に係る航空機等）

第11条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第10条第1項の教育委員会規則で定めるものについては、旅費規則第11条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第10条第2項の教育委員会規則で定める額については、旅費規則第11条第2項の規定の例による。

（宿泊費基準額等）

第12条 第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第12条の教育委員会規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の宿泊費基準額（一夜につき）欄の職務の級が十級以下の

者の欄に定める額を区分に応じて適用する。

- 2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第12条ただし書の教育委員会規則で定める場合は、旅費規則第13条第2項の規定の例による。

(宿泊手当の定額等)

第13条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第14条の教育委員会規則で定める1夜当たりの定額は、省令別表第3に定める額とする。

- 2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

- 3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3に定める額とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

- 4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第14条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第15条の教育委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行においては、旅費規則別表に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市の経費による支給が適当でない費用として教育委員会が認めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算出した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(渡航雑費の細則)

第15条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第18条の教育委員会規則で定める費用については、旅費規則第16条の規定を準用する。この場合において、同条第6号中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(死亡手当の定額)

第16条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第19条の教育委員会規則で定める定額については、省令別表第5に定める額とする。

(退職者等の旅費の細則)

第17条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第20条第1項の教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号アの規定に準じた旅費のほか、次号ウ又はエ及び次項の規定に準じた旅費

(3) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

ア 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

イ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ウ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(7) イの規定に準じた旅費

- (イ) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(ア)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費
- エ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を經由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費
 - (ア) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
 - (イ) アの規定に準じた旅費

2 前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において、条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて教育委員会が定めるものとする。

(遺族等の旅費の細則)

第18条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第21条の教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 本邦在勤の職員が条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
 - ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号アの規定に準じた旅費
- (3) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
- (4) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費
 - ア 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - イ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

- (5) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）
- (6) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- 2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第33条第1項において準用する旅費条例第2条第5号に掲げる順序によるものとし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- （旅費の調整）
- 第19条 旅費規則第20条第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当する場合には、条例第33条第1項において準用する旅費条例第25条の規定に該当するものとして、当該各号の規定の例により旅費の調整を行うものとする。
- 2 次の各号に掲げる場合については、条例第33条第1項において準用する旅費条例第25条の規定に該当するものとして、当該各号に定める基準により旅費の調整を行うものとする。
- (1) 市の経費以外から旅費（これに相当する費用を含む。）が支給される場合には、規定の旅費は支給しない。ただし、その支給される額が規定の旅費の額より少ないときは、その差額を支給する。
- (2) 研修等に係る外国旅行（おおむね1年以上の外国旅行に限り、教育委員会が別に定めるものを除く。）において職員が自ら宿舍を借り受け、その宿舍に係る賃借料を負担する場合において、次に掲げる費用の合計額が第12条の規定により算出した宿泊費の額以下であるときは、当該費用の合計額を宿泊費として支給する。
- ア 職員が自ら借り受ける宿舍に係る賃借料
- イ 職員が外国において長期間研修に参加すること、職員が自ら宿舍を借り受けたこと等に起因する経費（家族の帯同が認められている場合における当該家族に係る経費を含む。）であって、教育委員会が適当と認めるもの
- (3) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導の業務に係る旅行の際に交通機関、宿泊施設等を利用する場合で、条例の規定による旅費により旅行することが困難であるときは、現に要する額を旅費として支給する。
- 3 前項第2号イに規定する教育委員会が適当と認める経費の額については、条例、この規則等の規定を準用して算定するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、教育委員会が旅費の調整を行う必要があると認めるときは、市長と協議して旅費の調整を行うことができる。
- （非常災害時における旅費の特例）

第20条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第26条2項に規定する旅費については、同項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事由は、旅費規則第21条第1項各号に定める事由とし、旅費規則の適用を受ける者の例により支給するものとする。

(給与の種類)

第21条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第27条第3項の教育委員会規則で規定する給与の種類については、旅費規則第22条の規定の例による。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の堺市立学校職員等の旅費に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令又は旅行依頼を発する旅行及び条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に任命権者又はその委任を受けた者が旅行命令又は旅行依頼を発した旅行及び条例第33条第1項において準用する堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号）第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者又はその委任を受けた者が旅行命令又は旅行依頼を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が旅費条例第4条第3項の規定により当該旅行命令又は当該旅行依頼を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日に赴任する者の当該赴任に係る旅費の支給については、なお従前の例による。

堺市立学校職員等の旅費に関する規則（平成29年教育委員会規則第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">堺市立学校職員等の旅費に関する規則</p> <p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第8条）</u></p> <p><u>第2章 内国旅行の旅費（第9条—第14条）</u></p> <p><u>第3章 外国旅行の旅費（第15条）</u></p> <p><u>第4章 雑則（第16条—第18条）</u></p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>第1章 総則</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「条例」という。）第33条第2項の規定及び同条第1項において読み替えて準用する堺市職員等の旅費に関する条例（平成6年条例第4号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づき、条例第2条第1項に規定する職員（以下単に「職員」という。）が公務のために旅行を命ぜられた場合等における旅費について必要な事項を定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">堺市立学校職員等の旅費に関する規則</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号。以下「条例」という。）第33条第2項の規定及び同条第1項において読み替えて準用する堺市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第31号。以下「旅費条例」という。）の規定に基づき、条例第2条第1項に規定する職員（以下単に「職員」という。）が公務のために旅行を命ぜられた場合等における旅費について必要な事項を定める。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条 この規則における用語の意義は、条例第33条第1項において準用する旅費条例第2条（第1号を除く。）において使用する用語の例に</u></p>

よる。

(条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第2条第7号ただし書の教育委員会規則で定める場合)

第3条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第2条第7号ただし書の教育委員会規則で定める場合は、堺市職員等の旅費に関する条例施行規則（令和7年規則第76号。以下「旅費規則」という。）第3条の規定の例による。

(条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第2条第9号の教育委員会規則で定める者等)

第4条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第2条第9号の教育委員会規則で定める者については、旅費規則第4条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第2条第9号の教育委員会規則で定めるものについては、旅費規則第4条第2項の規定の例による。

(旅行命令等の変更を受けた場合等)

第5条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第3条第6項の教育委員会規則で定める場合については、旅費規則第5条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第3条第6項の教育委員会規則で定めるものについては、旅費規則第5条第2項の規定の例による。

(旅行命令)

第2条 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第1項に規定する場合に係る旅行は、教育委員会の発する旅行命令によって行われなければならない。

2 旅行命令は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、発することができる。

3 既に発した旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）は、その必要があると教育委員会が認める場合で、前項の規定に該当するときに行うことができる。

(旅費喪失の場合における旅費等)

第6条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第3条第7項の教育委員会規則で定める事情については、旅費規則第6条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第3条第7項の教育委員会規則で定める金額については、旅費規則第6条第2項の規定の例による。

(旅行命令等の方法)

第7条 条例第33条第1項において準用する旅費条例第4条第4項の教育委員会規則で定める方法は、教育委員会が別に定める旅行命令書又は旅行依頼書（以下これらを「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に通知する方法とする。

2 旅行命令権者は、前項の旅行依頼書による通知に代えて、職員以外の者であつて同項の通知を受けるべきものの承諾を得て、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）により通知をすることができる。この場合において、当該旅行命令権者は、同項の旅行依頼書による通知をしたものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、当該旅行に関する事項を旅行命令書等又は電磁的方法により通知するいとまがない場合は、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更（取消しを含む。以下この項において同じ。）をすることができる。ただし、口頭により旅行命令書等を発し、又はそ

4 旅行命令及びその変更は、教職員情報システム（職員の人事及び給与に関する事務について、電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。第8条第2項において同じ。）に第1項の旅行に関する事項を入力することにより行わなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、旅行命令（概算払により旅費を支給するものに限る。）を発し、又はこれを変更するときは、旅行命令書（別記様式）に第1項の旅行に関する事項を記載し、これを職員に提示しなければならない。

6 前2項の規定にかかわらず、これらの規定により旅行命令を発し、又はこれを変更するいとまがないときは、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合においては、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した後、速やかにこれらの項に規定する手続を行わなければならない。

（旅行命令に従わない旅行）

第3条 職員は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更された旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができないときは、あらかじめ教育委員会に前条第3項の規定による旅行命令の変更を申請しなければならない。ただし、その申請をするいとまがないときは、旅行命令に従わないで旅行した後、速やかにその申請をしなければならない。

の変更をした後でできるだけ速やかに当該旅行に関する事項を旅行命令書等又は電磁的方法により通知しなければならない。

2 職員が前項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請の結果その変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該職員は、旅行命令に従った部分の旅行に対してのみ旅費の支給を受けることができる。

(旅行命令取消し等の場合における旅費の額)

第4条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第3条第6項のその者の損失となった金額で教育委員会規則で定めるものについては、堺市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成6年規則第20号。以下「旅費規則」という。）第2条の規定の例による。

(旅費喪失の場合における旅費の額)

第5条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第3条第7項の教育委員会規則で定める金額については、旅費規則第3条の規定の例による。

(路程の計算)

第6条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるものにより行う。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項の鉄道運送事業者の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 陸路 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程
- (3) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

2 前項各号に掲げるものよりも合理的な基準があるときは、当該各号の

規定にかかわらず、その基準によることができる。

(自宅出張等の旅費の計算)

第7条 旅費規則第7条第1項及び第2項の規定は、自宅出張等の旅費の計算について準用する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた職員でその精算の結果不足額の支給を受けようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかったときは、その請求に係る旅費の額のうち、その書類を提出しなかったためその旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する職員は、教職員情報システムに第2条第1項の旅行に関する事項を入力し、当該教職員情報システムにより請求することをもって、前項の請求書の提出に代えることができる。

3 概算払に係る旅費の支給を受けた職員は、旅行後14日以内に旅費の精算をしなければならない。この場合において、過払金があったときは、遅滞なくこれを返納しなければならない。

第2章 内国旅行の旅費

(宿泊を要しない旅行の日当の額)

第9条 宿泊を要しない旅行に係る日当の額は、次のとおりとする。

(勤務地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第8条 旅費規則第8条の規定は、勤務地等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費の計算について準用する。

(1) 往復200キロメートル以上の旅行については、条例第33条第1項において準用する旅費条例別表に定める日当の定額（以下この条において単に「定額」という。）とする。ただし、片道公用車（教育委員会が認める車両を含む。以下この条において同じ。）を利用する場合は定額の4分の3に相当する額とし、往復公用車を利用する場合は定額の2分の1に相当する額とする。

(2) 往復100キロメートル以上200キロメートル未満の旅行については、定額の2分の1に相当する額とする。ただし、片道公用車を利用する場合は定額の4分の1に相当する額とし、往復公用車を利用する場合は支給しない。

(3) 往復100キロメートル未満の旅行については、定額の4分の1に相当する額とする。ただし、片道公用車を利用する場合は定額の8分の1に相当する額とし、往復公用車を利用する場合は支給しない。

（食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料）

第10条 食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料の額については、それぞれ旅費規則第10条から第13条までの規定の例による。

（大阪府内及び府外の旅行の旅費）

第11条 宿泊を伴わない旅行で大阪府内と大阪府外とを引き続き旅行する場合の旅費は、鉄道賃、船賃及び車賃の実費並びに第9条の規定により計算した日当の額とする。

（勤務地以外の同一地域内旅行の旅費）

第12条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第19条ただし書の教育委員会規則で定める旅費の額については、旅費規則第15条の規定の例による。

(同一地域滞在の旅費)

第13条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第20条の同一地域に滞在する場合及び教育委員会規則で定める額については、旅費規則第16条の規定の例による。

(帰住旅費)

第14条 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第3号の規定により職員の遺族に対して支給する旅費については、旅費規則第17条の規定の例による。

第3章 外国旅行の旅費

第15条 外国旅行の場合における日当及び宿泊料の額については、旅費規則第19条第1項の規定の例による。

2 前項の規定にかかわらず、次条第2項第2号に該当する場合の日当は、外国旅行に係る滞在日数（その滞在する地域に到着した日の翌日から起算するものとし、同一地域に滞在中に一時他の地域に出張した場合は、当該出張の日数を除くものとする。）に応じて支給する。この場合において、当該滞在日数のうち、30日までの部分については定額を、30日を超え60日までの部分については定額の10分の9に相当する額を、60日を超える部分については定額の10分の8に相当する額をそれぞれ支給するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、外国旅行の旅費については、旅費規則第18条及び第20条から第25条までの規定の例による。

(鉄道賃に係る鉄道等)

第9条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第8条第1項の教育委員会規則で定めるものについては、旅費規則第9条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第8条第2項の教育委員会規則で定める額については、旅費規則第9条第2項の規定の例による。

(船賃に係る船舶等)

第10条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第9条第1項の教育委員会規則で定めるものについては、旅費規則第10条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第9条第2項の教育委員会規則で定める額については、旅費規則第10条第2項の規定の例による。

(航空賃に係る航空機等)

第11条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第10条第1項の教育委員会規則で定めるものについては、旅費規則第11条第1項の規定の例による。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第10条第2項の教育委員会規則で定める額については、旅費規則第11条第2

項の規定の例による。

(宿泊費基準額等)

第12条 第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第12条の教育委員会規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の宿泊費基準額（一夜につき）欄の職務の級が十級以下の者の欄に定める額を区分に応じて適用する。

2 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第12条ただし書の教育委員会規則で定める場合は、旅費規則第13条第2項の規定の例による。

(宿泊手当の定額等)

第13条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第14条の教育委員会規則で定める1夜当たりの定額は、省令別表第3に定める額とする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわら

ず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3に定める額とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費の算定方法等）

第14条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第15条の教育委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、外国旅行においては、旅費規則別表に定める容積又は重量の範囲内において算定した額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額

が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例及びこの規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市の経費による支給が適当でない費用として教育委員会が認めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算出した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(渡航雑費の細則)

第15条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第18条の教育委員会規則で定める費用については、旅費規則第16条の規定を準用する。この場合において、同条第6号中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

(死亡手当の定額)

第16条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第19条の教育委員会規則で定める定額については、省令別表第5に定める額とする。

(退職者等の旅費の細則)

第17条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第20条第1項の教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第1

号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号アの規定に準じた旅費のほか、次号ウ又はエ及び次項の規定に準じた旅費

(3) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合は、次に掲げる旅費

ア 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

イ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ウ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(ア) イの規定に準じた旅費

(イ) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(ア)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

エ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(ア) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務に従事する者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(イ) アの規定に準じた旅費

2 前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において、条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて教育委員会が定めるものとする。

(遺族等の旅費の細則)

第18条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第21条の教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 本邦在勤の職員が条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号アの規定に準じた旅費

(3) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

(4) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

ア 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復す

第4章 雑則

(旅費の調整)

第16条 旅費規則第26条第1号、第3号、第4号又は第6号から第9号までのいずれかに該当する場合には、条例第33条第1項において準用する旅費条例第24条の規定に該当するものとして、当該各号の規定の例により旅費の調整を行うものとする。

2 次の各号に掲げる場合については、条例第33条第1項において準用する旅費条例第24条の規定に該当するものとして、当該各号に定める

るものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(5) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

(6) 条例第33条第1項において準用する旅費条例第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第33条第1項において準用する旅費条例第2条第5号に掲げる順序によるものとし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第19条 旅費規則第20条第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当する場合には、条例第33条第1項において準用する旅費条例第25条の規定に該当するものとして、当該各号の規定の例により旅費の調整を行うものとする。

2 次の各号に掲げる場合については、条例第33条第1項において準用する旅費条例第25条の規定に該当するものとして、当該各号に定める

基準により旅費の調整を行うものとする。

(1) 本市の経費以外から旅費（これに相当する費用を含む。）が支給される場合には、規定の旅費は支給しない。ただし、その支給される額が規定の旅費の額より少ないときは、その差額を支給する。

(2) 研修等に係る外国旅行（おおむね1年以上の外国旅行に限り、教育委員会が別に定めるものを除く。）において職員が自ら宿舍を借り受け、その宿舍に係る賃借料を負担する場合において、次に掲げる費用の合計額が前条第1項においてその例によることとされる旅費規則第19条第1項の規定により算出した宿泊料の額以下であるときは、当該費用の合計額を宿泊料として支給する。

ア 職員が自ら借り受ける宿舍に係る賃借料

イ 職員が外国において長期間研修に参加すること、職員が自ら宿舍を借り受けたこと等に起因する経費（扶養親族の帯同が認められている場合における当該扶養親族に係る経費を含む。）であって、教育委員会が適当と認めるもの

(3) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導の業務に係る旅行の際に交通機関、宿泊施設等を利用する場合で、条例の規定による旅費により旅行することが困難であるときは、日当のほか、現に要する額を旅費として支給する。この場合において、当該旅行が宿泊を伴う内国旅行であるときは、当該旅行について支給する日当の額は、条例第33条第1項において準用する旅費条例別表に掲げる日当の定額の2分の1に相当する

基準により旅費の調整を行うものとする。

(1) 市の経費以外から旅費（これに相当する費用を含む。）が支給される場合には、規定の旅費は支給しない。ただし、その支給される額が規定の旅費の額より少ないときは、その差額を支給する。

(2) 研修等に係る外国旅行（おおむね1年以上の外国旅行に限り、教育委員会が別に定めるものを除く。）において職員が自ら宿舍を借り受け、その宿舍に係る賃借料を負担する場合において、次に掲げる費用の合計額が第12条の規定により算出した宿泊費の額以下であるときは、当該費用の合計額を宿泊費として支給する。

ア 職員が自ら借り受ける宿舍に係る賃借料

イ 職員が外国において長期間研修に参加すること、職員が自ら宿舍を借り受けたこと等に起因する経費（家族の帯同が認められている場合における当該家族に係る経費を含む。）であって、教育委員会が適当と認めるもの

(3) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導の業務に係る旅行の際に交通機関、宿泊施設等を利用する場合で、条例の規定による旅費により旅行することが困難であるときは、現に要する額を旅費として支給する。

額とする。

3 前項第2号イに規定する教育委員会が適当と認める経費の額については、条例、この規則等の規定を準用して算定するものとする。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、教育委員会が旅費の調整を行う必要があると認めるときは、市長と協議して旅費の調整を行うことができる。

(非常災害時における旅費の特例)

第17条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第25条第2項に規定する旅費については、同項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事由は、旅費規則第27条第1項各号に定める事由とし、旅費規則の適用を受ける者の例により支給するものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、職員の旅費について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

3 前項第2号イに規定する教育委員会が適当と認める経費の額については、条例、この規則等の規定を準用して算定するものとする。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、教育委員会が旅費の調整を行う必要があると認めるときは、市長と協議して旅費の調整を行うことができる。

(非常災害時における旅費の特例)

第20条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第26条第2項に規定する旅費については、同項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事由は、旅費規則第21条第1項各号に定める事由とし、旅費規則の適用を受ける者の例により支給するものとする。

(給与の種類)

第21条 条例第33条第1項において読み替えて準用する旅費条例第27条第3項の教育委員会規則で規定する給与の種類については、旅費規則第22条の規定の例による。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、旅費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別記様式（第2条関係）
 旅 行 命 令 書

主管課

年 度	会 計 科 目 コー ド
.....	

旅 行 命 令 書 月 日 所 属 長 印	学 校 (園) 氏 名 (職 員 コー ド)	日 程 及 び 旅 行 先	用 件	旅 費			受 割 印	
				運 賃	旅 行 料 金	日 当		宿 泊 料
/	()							
/	()							
/	()							
/	()							
/	()							
/	()							
備考 その他欄に記載するときは、内訳の明細が記載された書類を添付す								小 計 合 計

堺市立学校職員の旅費制度改革の概要について

1 制度見直しの趣旨・背景

国内外の経済社会情勢の変化への対応、旅費計算の簡素化及び旅費の支給対象見直しによる事務負担軽減を図るために、令和7年4月1日付で国家公務員等の旅費に関する法律（旅費法）が改正された。

本市の旅費制度は、国家公務員等の旅費制度に準じて制度設計を行っていることから、国の改正に合わせた旅費制度の見直しを行うもの。

2 主な改正内容

○ 日当・宿泊料加算を廃止し、宿泊手当を創設

・ 現行の日当は、①昼食代を含む諸雑費、②目的地内を巡回する交通費を賄う旅費で構成されているが、以下の理由により廃止となる。

① 昼食代は旅行の実施にかかわらず、通常の出勤時でも必要となること。

② 目的地内の移動にかかる交通費は日当でまかなうこととしているが、現状、運賃確認が容易となっているため、今後は実費支給とすること。

・ 一方で、宿泊を伴う場合は、夕朝食代の掛かり増しを含む諸雑費として1夜あたり定額の宿泊手当を新たに支給する。

※ 宿泊手当（国内出張の場合）：宿泊費に夕朝食が含まれない場合 2,400 円、朝食または夕食が含まれる場合 1,600 円、両方含まれる場合 800 円

○ 宿泊料の見直し

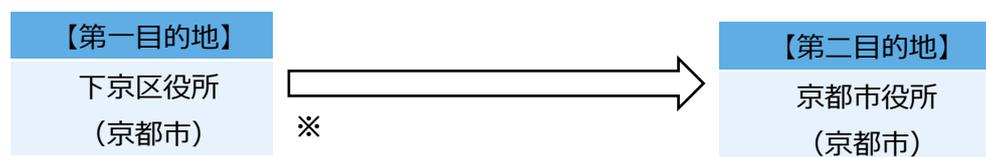
・ 全国一律の宿泊料の上限額を見直し、都道府県単位で宿泊費の上限額を定める。（表1）

・ 主に首都圏等は上限額を増額し、都道府県によっては上限額を減額。

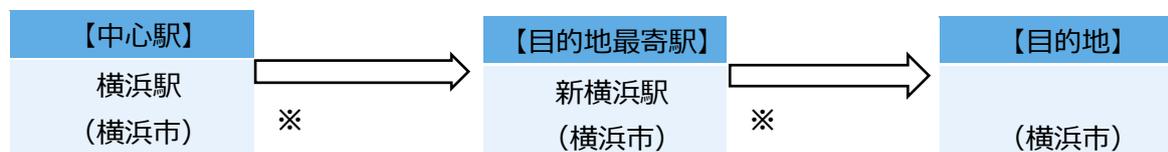
○ 実費支給

大阪府外の同一地域内での旅費や、特定都区市内の中心駅から目的地の最寄駅までの旅費は、旅費支給の対象ではなかったが、出発地の最寄駅等から目的地の最寄駅等までの実費支給ができるようになる。ただし、最も経済的な経路及び方法による。

【同一地域内】



【特定都区市内】

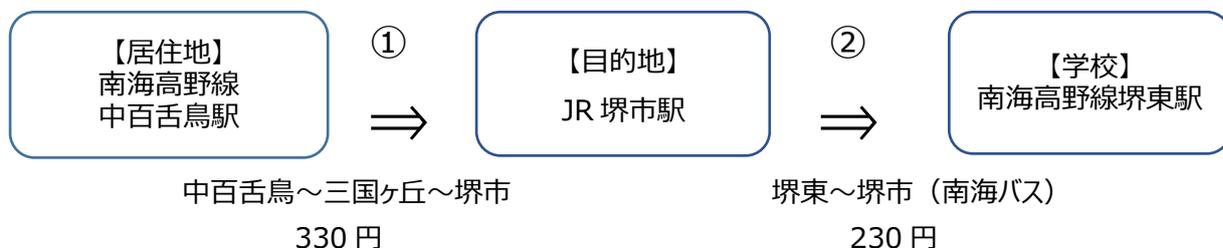


※ 旅費：実費支給ができるようになる

○ **宅発・宅着時の学校発着との旅費の比較を廃止**

居住地から直接目的地へ向かう出張を「宅発」、目的地から直接居住地へ帰る出張を「宅着」、目的地から学校へ向かうもしくは学校から目的地へ向かう出張を「学校発着」という。

宅発・宅着の出張において、現行、居住地から目的地の旅費と学校発着の旅費を比較し安価な方の旅費を支給しているが、その比較を不要とするもの。



現行、宅発で堺市駅の目的地に行き、学校に帰る場合

①居住地から目的地である中百舌鳥～堺市：330円と

②学校から目的地の堺東～堺市駅：230円を比較して、②が安価なので、230円×2＝460円支給。

改正後は、

自宅～目的地（JR 堺市駅）～学校（堺東）と移動しているので、330円＋230円＝560円を支給。

○ **旅費法改正による支出費目の変更**

使用料及び賃借料で支出していた普通旅行（引率旅行を除く、下見を含む）の際の経費を旅費として支給できるようになる。

	改正前（使用料）	改正後（旅費）
有料道路通行料	所管課貸与の ETC カード	旅行者が個人の ETC カードもしくは現金払い、旅費として支給
駐車場料金	所管課へ事前相談・申請→事務局決裁 →各学校園が受取→支払→精算	旅行者が支払い、旅費として支給
レンタカー料金		
タクシー料金		

3 施行期日

令和8年4月1日（予定）

(表 1)

宿泊費基準額表					
北海道	13,000 円	石川県	9,000 円	岡山県	10,000 円
青森県	11,000 円	福井県	10,000 円	広島県	13,000 円
岩手県	9,000 円	山梨県	12,000 円	山口県	8,000 円
宮城県	10,000 円	長野県	11,000 円	徳島県	10,000 円
秋田県	11,000 円	岐阜県	13,000 円	香川県	15,000 円
山形県	10,000 円	静岡県	9,000 円	愛媛県	10,000 円
福島県	8,000 円	愛知県	11,000 円	高知県	11,000 円
茨城県	11,000 円	三重県	9,000 円	福岡県	18,000 円
栃木県	10,000 円	滋賀県	11,000 円	佐賀県	11,000 円
群馬県	10,000 円	京都府	19,000 円	長崎県	11,000 円
埼玉県	19,000 円	大阪府	13,000 円	熊本県	14,000 円
千葉県	17,000 円	兵庫県	12,000 円	大分県	11,000 円
東京都	19,000 円	奈良県	11,000 円	宮崎県	12,000 円
神奈川県	16,000 円	和歌山県	11,000 円	鹿児島県	12,000 円
新潟県	16,000 円	鳥取県	8,000 円	沖縄県	11,000 円
富山県	11,000 円	島根県	9,000 円		